

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を2分の1又はゼロとする制度です。

●対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間の事業収入と比べて70%以下となる次の中小事業者等

- 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

●対象資産

対象者の所有する事業用家屋及び償却資産

※個人の所有する居住用の家屋は対象外です。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。

●軽減割合

令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の事業収入の合計額を前年の同期間と比較した際の減少割合	課税標準額の軽減割合
30%以上 50%未満の減少	2分の1
50%以上の減少	全額

●提出期間

令和3年1月4日から2月1日 各市町村へ

各市町村のホームページで申請方法が掲載されています。

事業所や償却資産、事業用家屋（工場や事務所など）が所在する市町村への申請になります。

「〇〇 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の減額措置」とご検索下さい（〇〇には各市町村名をご入力下さい）。

申請には、中央会、商工会などの「認定経営革新等支援機関」による「確認」が必要です。中央会では組合の軽減申請の確認をお手伝いいたします。

申告書の提出は1月以降ですが、売上減少要件に当てはまる組合・組員事業所は、早めに申請準備されるようお勧めいたします。